

Q 体罰の事象が後を絶ちません。体罰や不適切な行為を防止し、児童生徒と信頼関係をつくるために大切にしなければならないことを教えてください。

A 平成 24 年、部活動中の体罰を背景とした高校生の自殺事案が発生した後、教育活動の際に起こる体罰が大きく取り上げられるようになりました。そこで、文部科学省をはじめ、各教育委員会、各校においても防止のための通知や資料の発行、処分の厳格化、研修等が実施されてきました。しかし、処分が厳格化されても全国的には未だ体罰が後を絶ちません。管理職として、その原因と体罰根絶のための方策を今一度真剣に考えてみる必要があると考えます。

例えば、ある児童が、授業中立ち歩いたり、ふざけたりしていました。担任の先生は、たびたび注意を行ってきましたが、その児童の行為に変化があまり見られませんでした。ある日の授業中、児童は立ち歩いて、他の児童の授業の妨害を始めました。先生は、口頭で注意をしましたが、行動が治まらなかったため、大きな声で怒鳴りつけて頭を数度叩いたという事案がありました。

体罰事件の多くは、部活動の指導中であつたり、生徒指導上であつたりします。上記のような事例が起こったことを基に、何を教訓化して教育課題として取り組めばいいのでしょうか。

この場合、指導に当たった教員は、繰り返される児童の行動、それに対する指導による成果が見られないことから、感情的に「勢い余って」行き過ぎた指導となったと考えられます。ここで、見落としはならないのは、教員が児童生徒をどのように見ているかです。

かつて、「良い体罰」と「悪い体罰」という捉えや、「先生、叩いてでも子どもを怒ってください」という保護者の声などがありました。中には、「体で覚えさせる」などの言葉もありました。体罰は、学校教育法第 11 条において禁止されており、体罰は違法行為であり、到底、体罰を厳しい指導として正当化することはできません。体罰により正常な倫理観を養うことはできず、むしろ児童生徒に力による解決への志向を助長させ、いじめや暴力行為などの連鎖を生む恐れがあります。

体罰や不適切な行為、あるいは行き過ぎた指導の根底にあるのは、指導する側である教員の児童生徒に対する人権意識の欠落です。児童憲章には、「児童は、人として尊ばれる」「すべての児童は、虐待・酷使・放任その他不当な取扱いから守られる。あやまちをおかした児童は、適切に保護指導される。」また、「児童の権利条約」には、「すべての児童が生命に対する固有の権利を有することを認める。」と謳われています。児童憲章や児童の権利条約に記されているように、教職員一人一人が児童生徒を「権利の主体者」と捉えなければなりません。その上で、「深い児童生徒理解」と「確かな信頼関係」に基づいた指導の重要性を再確認するとともに、自己の指導力向上のための研修や修養に努めなければなりません。

また、学校組織として教職員が支え合い「体罰はさせない・許さない」学校風土をつくることも大切です。体罰等は、教育的な効果がない行為であるだけでなく、児童生徒の人間としての尊厳を傷つけ、教職員や学校に対する信頼を著しく失墜させ、児童生徒が安全に安心した学校生活を奪う行為です。また、もし教員のとった行動が「体罰」と認定されると、懲戒処分の対象となるとともに、刑事・民事及び社会的に責任を問われることになります。

「体罰は、しない させない 必要ない」信頼される教職員・学校であり続けるために、以下の資料を参考にしてください。

(参考資料)

「生徒指導提要」(文部科学省)、「奈良県立学校における特別指導ガイドライン」

「教職員向け体罰防止啓発資料『信頼される教職員であるために』」(奈良県教育委員会)

校種

全校種